

加賀市における道路位置指定 に関する取扱い基準

(平成23年11月 1日制定)

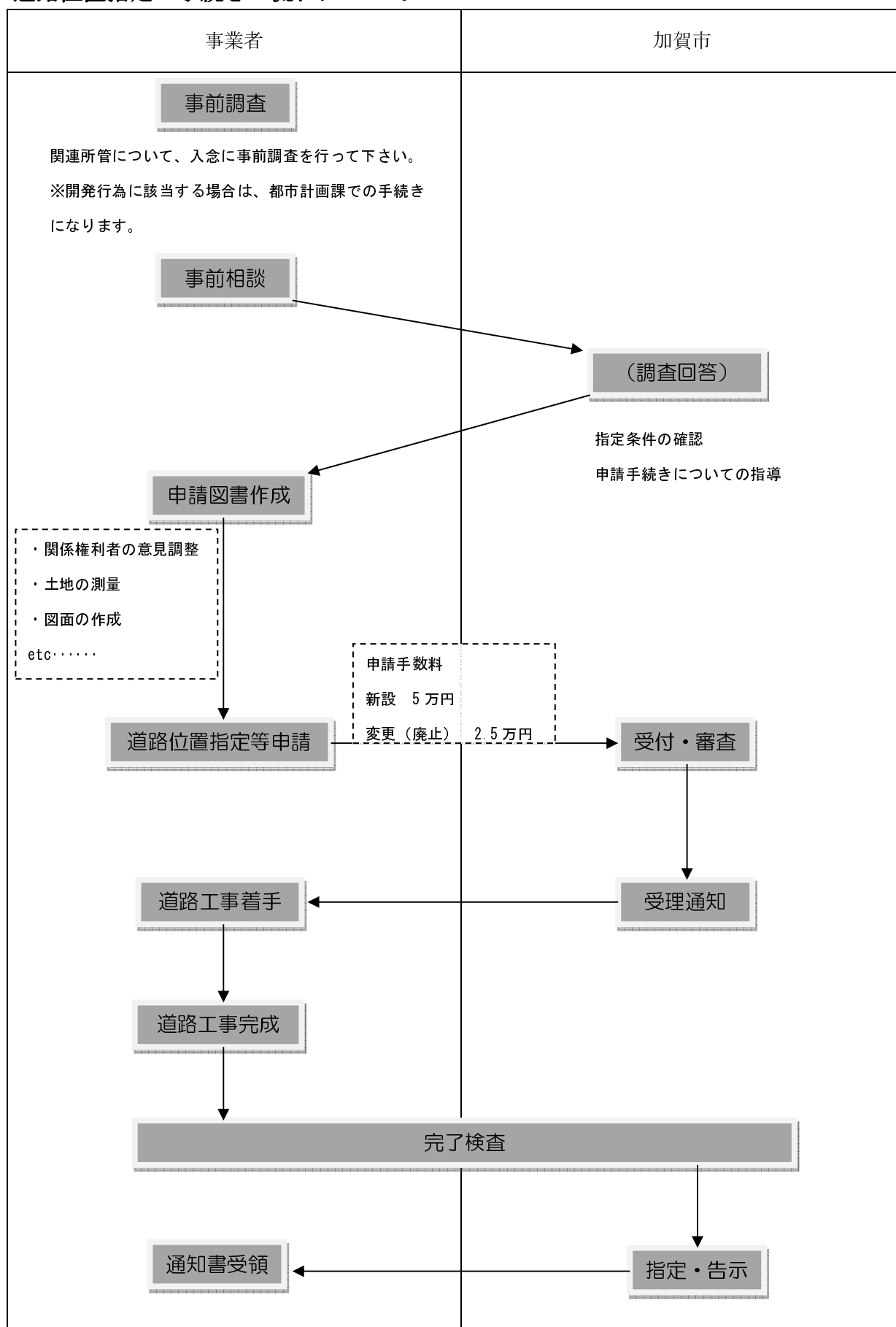
(平成25年11月 1日改訂)

(令和 2年 4月 1日改訂)

建設部建築課

建築指導室

1. 道路位置指定の手続きの流れについて



2. 道路位置指定申請書に必要な書類について

法第42条第1項第5号による道路の位置の指定（新設・変更・廃止）を受けようとするものは、申請書正・副にそれぞれ下表の図書を添えて市長に提出しなければならない。

添 付 書 類 一 覧 表

	添付書類一覧	新設 変更	廃止	備 考
☐	付近見取図	○	○	
☐	地積図	○	○	内1部は写しで可（副本用）
☐	求積図	○	—	
☐	道路平面図	○	—	縮尺 1/200
☐	道路横断面図	○	—	縮尺 1/50
☐	道路縦断面図	○	—	縮尺 1/200
☐	関係土地の登記事項証明書	○	○	内1部は写しで可（副本用）
☐	承諾書	○	○	
☐	印鑑証明書	○	○	内1部は写しで可（副本用）
☐	維持管理者届	○	—	
☐	現況写真	○	○	
☐	その他必要に応じて添付する書類	○	○	

1) 付近見取図

方位、道路及びその他目標となる地物（最寄りの駅、停留所、学校、商店等）を明示すること。

2) 求積図

宅地、道路の求積を記入したもの。1宅地ことの面積を算出し、宅地面積の合計を出し道路部分については道路の面積を算出し、総合計を出すこと。

3) 地籍図

法務局備付けの公図（登記所の証明のあるものまたは司法書士、土地家屋調査士もしくは測量士が記名捺印したもの）を転写し、地籍ごとにその地番、地目、所有権者等を記入し、かつ、指定を受けようとする道路の位置を表すこと。

4) 道路平面図（関係土地を含む）

方位、縮尺、道路の幅員、延長、排水施設の位置、境界ブロックの位置、宅地割り、道路番号および地番を記入すること。（申請道路に接する道路の種類、幅員及び排水施設の位置等の記入すること。）
また、申請道路は赤で着色の事。

5) 道路縦横断面図

道路番号別に、延長、高低差、勾配、道路の構造、幅員および側溝の寸法を記入すること。ただし、宅地造成に伴い擁壁を築造する場合は、断面図、構造図を添付すること。尚、H=2m超える擁壁を築造する場合は、工作物の確認申請を提出し、確認を受けること。工事中に変更等が起こる場合は、事前に変更等の手続きを完了後、工事を継続すること。

※未手続きの場合は、建築基準法違反となり、位置指定道路及び確認申請が出来なくなりますので、注意してください。

6) 関係土地の登記事項証明書

道路の位置の指定の申請日以前3月以内に交付を受けたもの。

道路となる土地、その道路に沿接する土地、沿接する土地の建物（工作物含む）の登記事項証明書を取得すること。

登記されていない建物については、公的機関にて証明する書類を添付すること（例：課税証明書等）

7) 権利者の承諾書

道路となる土地及びその土地に道路に沿接する土地・建物（工作物含む）の権利者の承諾を得ること。

※承諾を必要とする関係権利者の範囲

ア 道路となる土地及びその土地にある建物若しくは工作物に関して権利を有する者とは、民法で規定する所有権、賃借権、使用借権、地役権、質権、抵当権、は民事執行法で規定する差押債権等を有する者をいう。

イ 道路となる土地に沿接する土地及びその土地にある建物若しくは工作物に関して権利を有する者とは、民法で規定する所有権（以下、「所有権」という。）又は民事執行法で規定する差押債権（以下、「差押債権」という。）等を有する者をいう。

ウ 既存道路に接続して指定する場合は、接続道路部分の所有権、差押債権を有する者をいう。

エ 権利をするものが共有名義の場合は、全権利者の承諾を得ること。ただし、沿接する土地にマンションが建っている場合は、建物の区分所有等に関する法律に基づく管理者の承諾を得ること。

8) 承諾者等の印鑑証明

道路の位置の指定の申請日以前3月以内に交付を受けたもの。

道路となる土地及び道路に沿接する土地・建物（工作物含む）の印鑑証明を取得すること。

9) 維持管理者届

指定後の維持管理するものは、原則として、土地所有者が行わなければならない。（ただし、国有地は除く）

10) その他必要に応じて添付する書類

ア 委任状

代理人が手続きを代行する場合に添付すること。代理人については、1級建築士、2級建築士、測量士又は土地家屋調査士の資格を有する者に限る。

イ 住民票

権利者の現住所と登記事項証明書（土地、建物）の住所地が異なる場合に登記簿上の権利者と同一人であることが確認できる書類を添付すること。

ウ 戸籍謄本

相続関係を明らかにする必要がある時に添付する。相続登記がされていない場合は、相続者が証明できる書類を添付する（例：遺産分割協議書等）

- エ 農地法第4条第1項又は同法第5条第1項の規定による許可を受けていることを証する書類
申請道路の一部又は全部が農地である場合に添付すること。
- オ 加賀市法定外公共物管理条例第4条第1項の規定による許可を受けていることを証する書類
申請道路の一部又は全部が水路敷きである場合に添付すること。

3. 申請図書の作成上の注意事項について

- 1) 道路の幅員等が変化するごとにそれぞれに道路番号を記し、申請書の道路番号と一致させること。
- 2) すべての寸法は、メートル法により、小数第2位まで記入するものとし、小数点第3位以下は切り捨てること。
- 3) 申請図書は、原則として、A4判左綴じのものとする。

4. 位置指定道路の構造基準について

(1) 技術基準

1) 道路幅員

イ. 道路幅員 6.0メートル以上とする。

ただし、小区間（道路延長 35メートル以下）の場合は、道路幅員を 5.0メートル以上とする。

側溝は自由勾配側溝とし、内法 30センチメートル以上とする。（図 A）

ロ. 指定道路の延長が 35.0メートルを超える行き止まりの道路の道路幅員は 6.0メートル以上とする。

ただし、終端及び区間 35.0メートル以内ごとに基準に適合する自動車の転回広場を設けた場合は、道路幅員を 5.0メートル以上とすることができる。（図 B-1～B-3）

2) 舗装構成・側溝等（図 A）

イ. 舗装構成は、原則図 A の通りとする。ただし、図 A によらない場合は、路床の CBR 値等のデータを提出し、市の承認を得ること。

ロ. 側溝断面は、原則図 A の通りとする。ただし、取次ぎ部の側溝深さ 30cm未満の場合は、取次ぎ部の側溝深さ 30cm以上となるように改修すること。

ハ. グレーチングの蓋は 10.0m以内に一箇所とし、50cm以上のものを設置すること。

ニ. 指定を受けようとする道路には、両側に排水上有効な側溝を設け、流末を既設排水施設に接続しなければならない。

ホ. 指定の道路に接して幅員 75cmを超える水路がある場合には、水路側の道路肩に転倒しない構造の土留めコンクリートを築造し、転落防止柵を設置すること

3) 道路勾配

道路の縦断勾配は、原則 9パーセント以内とし、階段状ではないものであること。横断勾配は原則 2パーセント以内とする。

4) 路面構造

道路路面は、アスファルト舗装を原則とし、軟弱地盤の場合には、協議の上構造を決定する。また、出水の恐れが多い土地や周囲の状況等により冠水しない路面高としなければならない。

5) 交差部等のスミ切り

- イ．道路の交差部又は屈曲する箇所（内角が 120 度以上の場合は除く。）には、辺長 2.0 メートル以上のスミ切りを設ける。（図 C-1）
 - ロ．取り付け道路の申請道路側に恒久的な歩道が 2.0m 未満の場合は、その部分を含めてスミ切りが必要である。2.0m 以上ある場合は、スミ切りは不要とすることができる。（図 C-2）
 - ハ．取り付け道路の申請道路側に水路がある場合、その水路が開渠である場合は、水路を含んだ形でスミ切りを取る。また、暗渠の場合は水路を含まずにスミ切りを取る必要がある。水路の幅員は考慮しないものとする。（図 C-3）
 - ニ．スミ切り部分に既存の建築物、堅固な擁壁、がけ等があり、スミ切りを行うことが著しく困難と認める場合における他方のスミ切りは、角地をはさむ辺長を 4.0 メートル以上の二等辺三角形の部分の道路を含むスミ切りを築造すること。（図 C-4）
 - ホ．取付道路が法第 42 条第 2 項の規定による道路の場合には、後退した部分に AS 舗装を施し、スミ切りは、その部分より設けなければならない。（図 C-5）
- なお、この場合後退した部分の地目を原則として「公衆用道路」として登記しなければならない。

6) 防護施設の設置

指定の道路に接して崖、用水、河川、田畑等があり、通行上危険を伴う恐れのある箇所には、安全確認の上擁壁等防護施設を設けなければならない。

ただし、擁護等防護施設は協議の上、仕様を決定するものとする。

7) 道路境界の明示

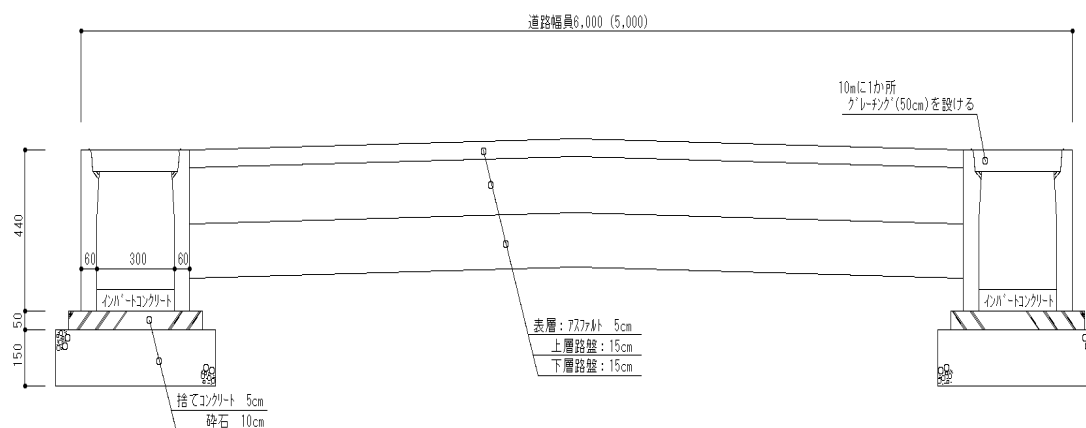
道路側溝の宅地には、「境界ブロック等の境界鋳」を埋め込まなければならない。

(2) 注意事項

- 1) 1,500 m²以上の開発区域での道路の指定・変更・廃止については、開発行為に該当しますので注意して下さい。
- 2) 申請者は、位置の指定道路となる土地の地目を分筆「公衆用道路」として登記して下さい。

1) 道路側溝断面図（単位 mm）（寸法は記入寸法以上とする）

図 A 舗装の構成



2) 転回広場の平面図

図 B-1 中間に設けられる転回広場の例（寸法は有効幅員を表し、記入寸法以上とする。）

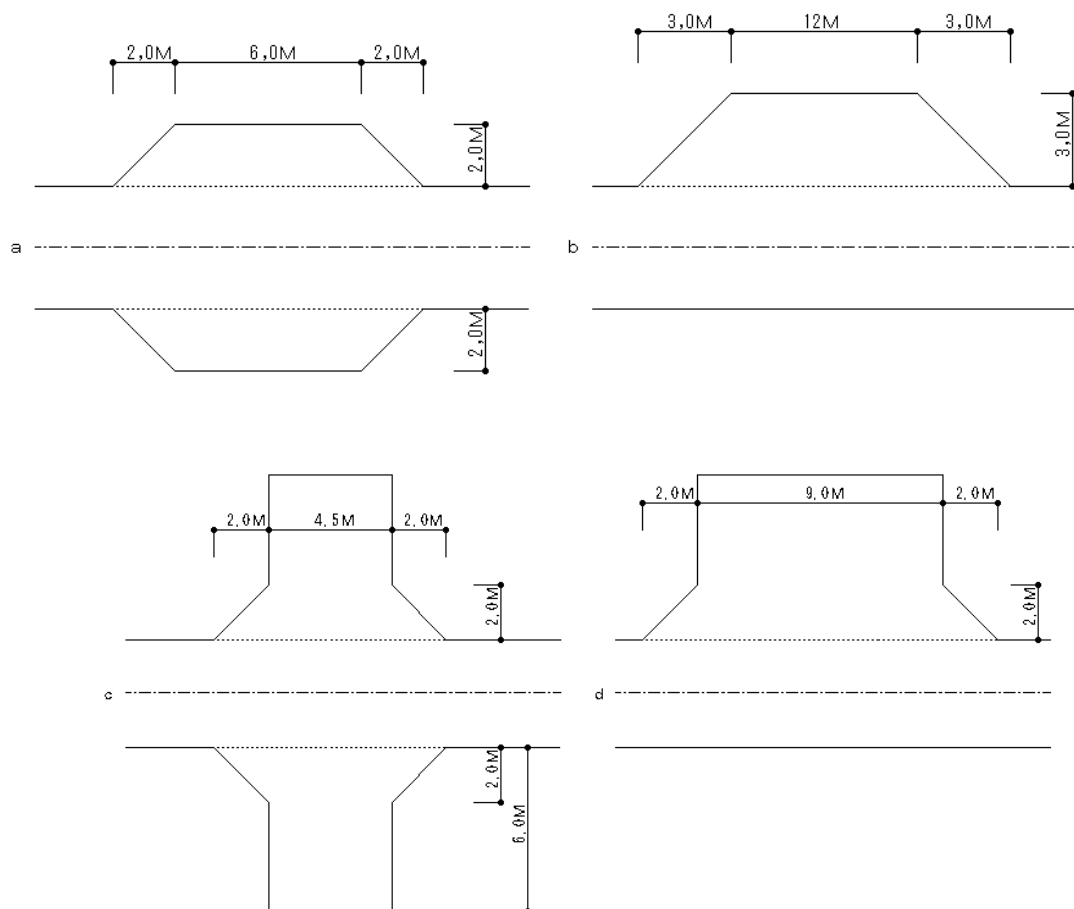
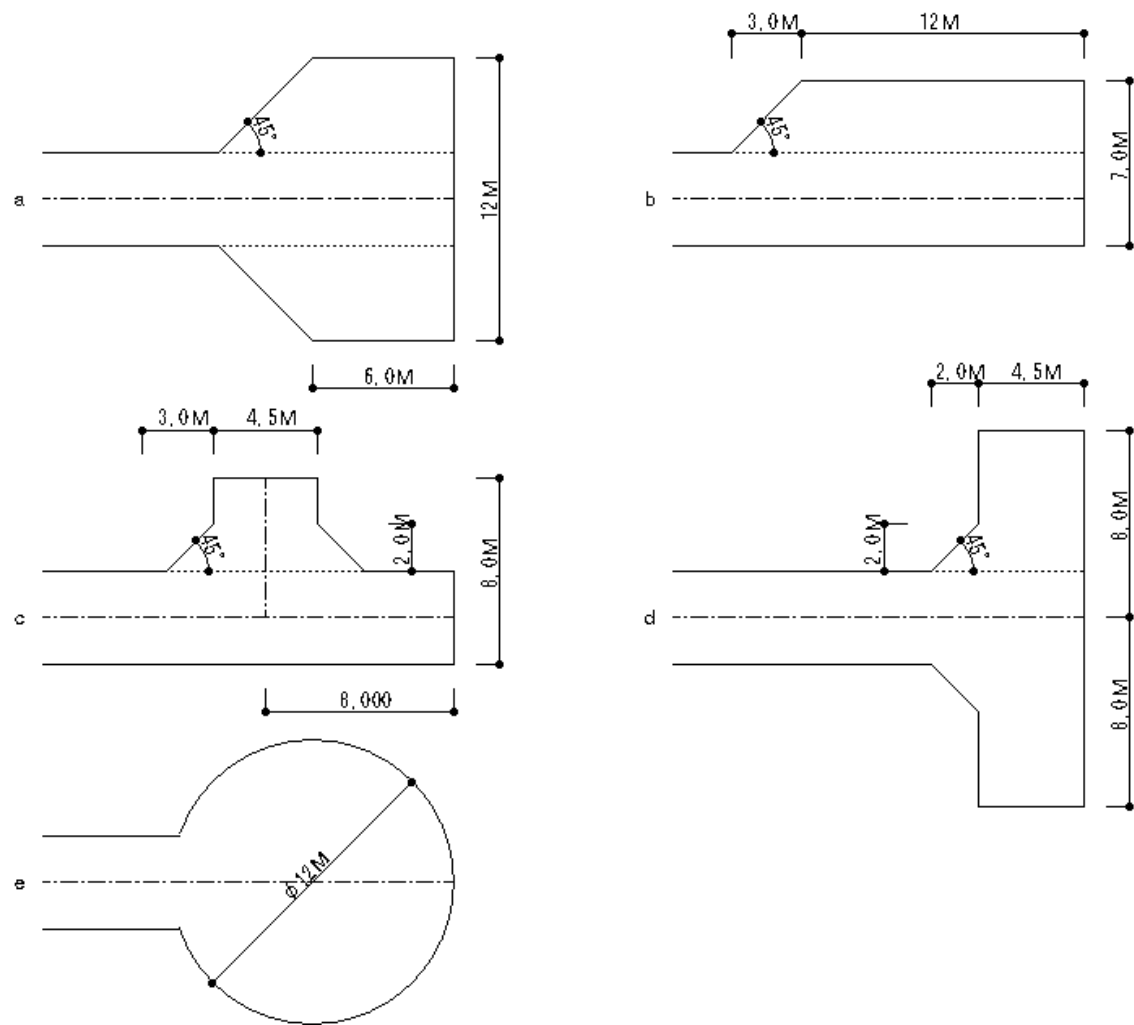
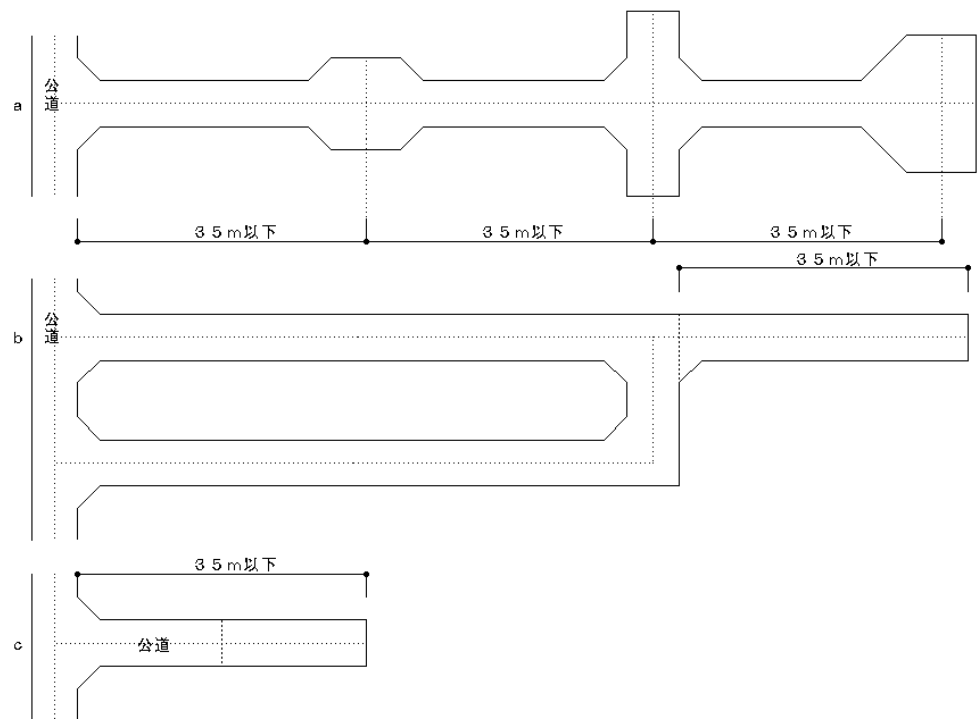


図 B-2 終端における転回広場の例（寸法は有効幅員を表し、記入寸法以上とする。）

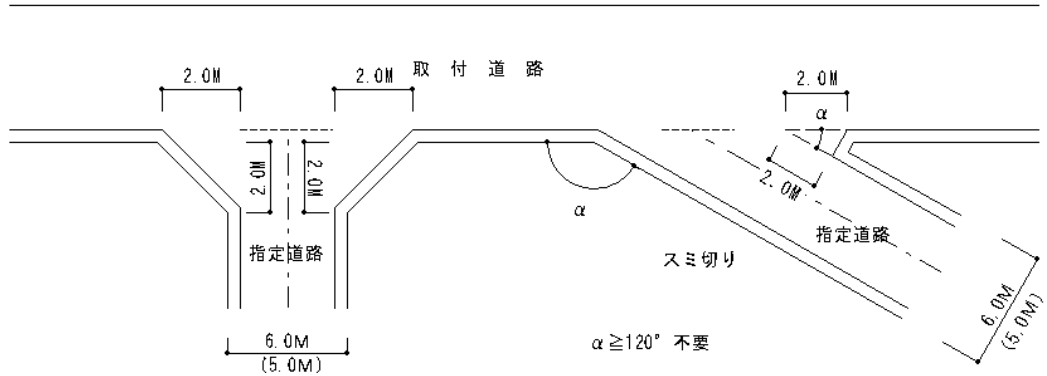


図B-3 区間の取り方



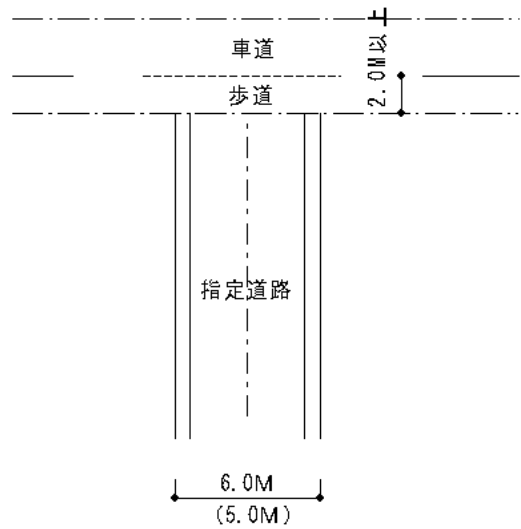
3) スミ切りの平面図（寸法は記入寸法以上とする）

図C-1 一般的なスミ切り



図C-2 恒久的な歩道がある場合

1) 歩道幅員が2.0m以上



2) 歩道幅員が2.0m未満

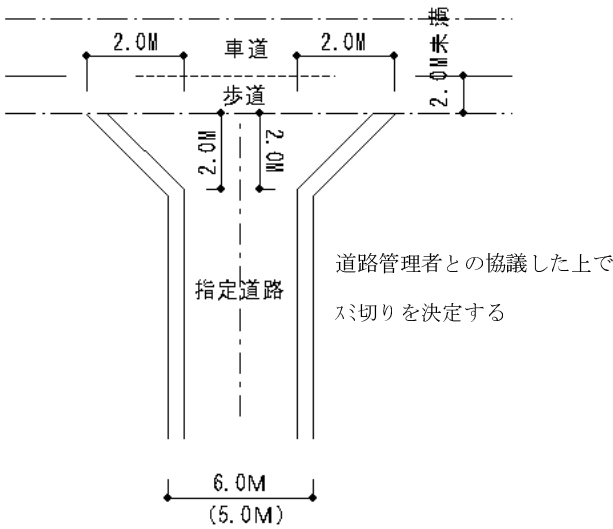
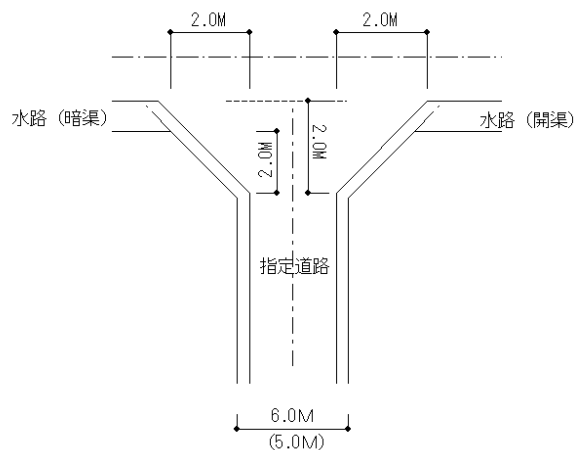


図 C-3 水路がある場合



- 1) 水路を含まない市道の場合
→法定外公共物使用許可が必要
- 2) 水路を含む市道の場合
→道路法 24 条申請が必要

図 C-4 片側スミ切り部分に建築物、堅固な擁壁、がけ等の場合

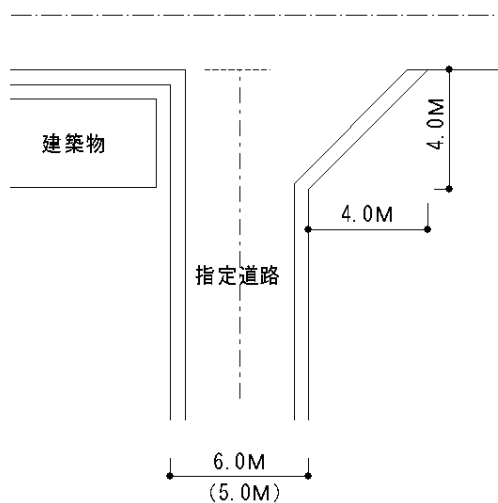
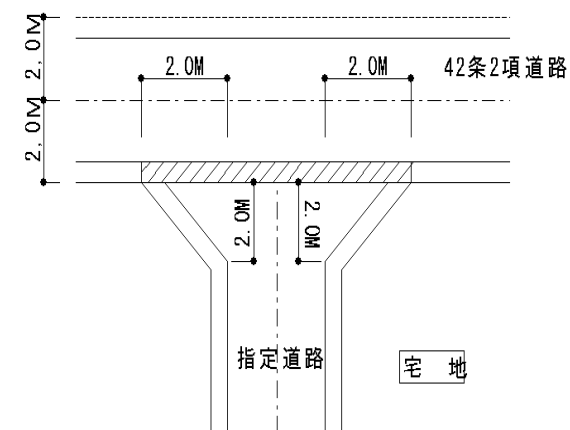


図 C-5 取り付け道路が 4.0m 未満 ($4.0 > W \geq 1.8$)



▨ 部分は地目を公衆用道路登記すること。

5. 指定道路の維持管理について

指定道路の維持管理は、申請者及び当該指定道路を使用する区域内に存在する土地の所有者とする。

- 1) 申請者は、指定道路を使用する区域内に存在する土地を譲渡するときは、譲受者に当該指定道路の維持管理を承継するものとする。

- 2) 指定道路を譲渡する場合は、市長及び当該指定道路に沿接土地の所有者等と譲渡前に協議を行うものとする。